

AppleCare+ for Apple Display

AppleCare+ for Mac

1. 本プラン

本契約(以下「本プラン」)は、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズに所在するApple Japan 合同会社またはその権利相続人(以下「Apple」)が、上記のプランに基づきお客様に提供するサービスを規定するものです。また本プランには、本書、お客様のプラン確認書(以下「本プラン確認書」)、およびお客様が本プランを購入した際の領収書原本に記載されている条件が含まれます。お客様の本プラン確認書は、購入時にお客様に提供されるか、その後に自動的にお客様に送付されます。Appleから本プランをご購入いただいた場合は、mysupport.apple.com/productsで本プラン確認書のコピーを入手できます。

本プランに基づく利益は、準拠法に基づくお客様の権利、およびメーカーによるハードウェア保証や無償テクニカルサポートに追加されるものです。本プランの規約は、特に明記されていない限り、一定期間保証(以下「定期プラン」)または年間保証(以下「年間プラン」)かを問わず、同様に適用されます。本プランの支払いは、お客様またはお客様のプランの資金調達を行う第三者(以下「支払いプランプロバイダ」)が行うことがあります。

本プランは、次の機器(総称して「対象機器」)を対象としています。(i)お客様の本プラン確認書に記載されているAppleブランドのMacコンピュータまたはディスプレイ(お客様のAppleブランドのディスプレイに含まれていた、もしくは同時に購入されたAppleブランドのスタンドやVESAマウントを含む)、購入時のパッケージに含まれていたAppleブランドのアクセサリ(以下「対象デバイス」)、(ii) Appleブランドのマウス、Magic Trackpad、および/またはAppleブランドのキーボード(対象デバイスに付属する場合、またはMac mini、Mac Pro、もしくはMac Studioとともに購入された場合)、AppleブランドのVESAマウントやスタンド(Macの対象デバイスに付属する場合、またはMacの対象デバイスとともに購入された場合)、Appleメモリモジュール(RAM)、およびApple USB SuperDrive(以下「Macアクセサリ」)(お客様がこれらの製品を対象デバイスの購入日の2年前以降に最初に購入し、対象デバイスとともに使用している場合)。対象機器は、AppleまたはApple正規取扱店から新品として購入またはリースされている必要があります。対象機器の法的所有権がお客様に譲渡される場合、本プランは本書の第10項に沿ってお客様に譲渡される必要があります。対象機器には、本プランの第3項に基づいて、Appleからお客様に提供された交換品が含まれます。

本プランは、お客様の対象機器に適用されることのみを意図しており、お客様の対象機器にのみ適用されます。本プランはお客様による商業的利用を目的としておらず、経済的利益を得るためにお客様が本プランを使用することはできません。経済的利益には他者が所有するデバイスや本プランの対象ではないデバイスのためにサービスを請求することを含みますが、これらに限定されません。疑義を避けるために明記すると、定期プランの譲渡に関する本プラン第10項の定めに基づく場合を除き、お客様は、本プランに基づくお客様のいかなる権利も、売却、譲渡、請け負わせること、委任すること、または与えることはできません。Appleは、遵守を確実なものにするため、お客様のサービスリクエストをモニタリングする権利を有します。本条項への違反があった場合、本プランが無効になる場合があります。

2. 本プランの期間と更新

プランの保証は、お客様が本プランを購入した時点で開始し、解約しない限り、本プラン確認書に指定された日付(以下「本プランの期間」)まで継続します。

年間プランの場合、お客様の本プランの期間は1年間となります。年間プランは毎年自動更新されますが、下記第9項「解約」に定める解約がなされる場合はこの限りではありません。修理部品が入手不可能であるためにAppleが対象機器にサービスを提供できなくなる事態が生じ、Appleがお客様に書面で60日前に解約を通知する場合、または法令による要請があった場合などがこれに当たります。年間プランはすべての対象機器に利用できない場合があります。

定期プランの場合、お客様の本プランの期間は、本プラン確認書に記載されたとおり固定されます。Appleはお客様の定期プランを更新する義務を負いません。Appleが更新を提案する場合、Appleが価格と期間を決定します。

分割払いによる年間プランと定期プラン(利用可能な場合)の場合、お客様は解約しない限り、初回プランの購入(または支払いプランプロバイダによって他の方法で支払われない場合の最初のプラン支払い)に使用するクレジットカード、デビットカードまたはその他の認証された支払い手段(Apple Payなど)(以下「支払い手段」)をファイルに保管して、各更新時期または分割支払い期日までに、プランを更新するために、自動請求されることに同意するものとします。支払い元に請求できず、更新料の支払いや分割払いが適切かつ適時に行われなかった場合は、その理由を問わず、解約通知書でお客様に通知された日付をもって本プランの保証が失効します。支払いが遅れた場合、Appleは準拠法に従って、その支払いを受諾し、その支払日を開始日とした更新を許可する権利を保有します。ただし、この実行に対する義務を負うものではありません。なお、年間プランに限り、更新時に年間プランの価格が変更される場合は、本プランの第11条で定める通り、事前にその値上げについて通知されます。

本プランの価格は、Apple、またはお客様が本プランを購入した別の販売業者(以下「Apple正規取扱店」)から発行された領収書原本に記載されています。

3. 対象範囲

3.1 不具合のある製品または劣化したバッテリーに関するハードウェアサービス(以下「ハードウェアサービス」)

ハードウェアサービスは、本プランの期間中にお客様がAppleに対し、対象機器に材質上または製造上の不具合が生じた旨、または充電式バッテリーを内蔵する対象機器に関して、対象デバイスのバッテリーの蓄電能力が本来の仕様の80%未満になった旨のいずれかを通知することによって有効な請求を行った場合に提供されます。ハードウェアサービスの適用要件の詳細は、第3.3項をご確認ください。

本プランに基づくハードウェアサービス適用の例外は、第4項に記載の通りに適用されます。

3.2 過失や事故による損傷に関するサービス(以下「ADHサービス」)

ADHサービスは、本プランの期間中にお客様がAppleに対し、不測かつ不慮の外的事由(落下や、こぼれた液体への接触による損傷など)の結果生じた過失や事故による損傷(以下「ADH」)により対象デバイスが故障した旨を通知することにより有効な請求を行った場合に提供されます。損傷は、対象デバイスの機能に影響を与えるものでなければなりません。ADHサービスの適用要件の詳細は、第3.3項をご確認ください。

本プランに基づくADHサービス適用の例外は、第4項に記載の通りに適用されます。

3.3 ハードウェア保証およびADHサービスの適用要件

本プランの期間中、ハードウェアサービスに対する有効な請求またはADHサービスに対する有効な請求を送信した場合、Appleはその裁量により、以下のことを行います。(i) 新品の部品、またはテスト済みでAppleの機能要件に合格した以前に使用されたApple純正部品を使用して不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象機器を新品の交換品、または新品および／またはテスト済みでAppleの機能要件に合格した以前に使用されたApple純正部品で構成された交換品と交換します。

(i)および(ii)に基づく修理または交換が不可能または利用できない場合、Appleは、対象デバイスのAppleの現在の小売価格（もしくはその時点でAppleが対象デバイスのモデルを販売していない場合、Appleが対象デバイスのモデルを最後に販売した小売価格）、または購入証明書の原本に記載されている、対象デバイスに対して支払われた金額のいずれか大きい方と同額を、Apple Storeクレジット、Appleギフトカード、または現金で払い戻します。払い戻しが行われた場合、元の対象デバイスはAppleの所有物となり、対象デバイスを所有していないことを理由にお客様の本プランは自動的に解約されます。

ADHサービスには、以下に記載するサービス料の支払いが必要です。お客様に提供される各ADHサービスは「サービスイベント」であり、以下に記載するサービス料が適用されます。

Appleが対象デバイスを交換する場合、本プランに基づくすべての交換品は、元の対象デバイスと同一の機能もしくは実質的に類似の機能（同一もしくは強化された技術的な特徴もしくは機能を持つ、異なるモデル、または同一のモデルで色が異なる機器など）を備えるものになります。またはAppleの選択により、元の対象デバイスとは異なる技術的または機能的な特徴または機能を備える、同じまたはより新しいモデルになります。Appleが対象デバイスを交換する場合、元の製品はAppleの所有物、交換品はお客様の所有物となり、本プランの残りの期間中、有効な保証が適用されます。

Appleは、対象デバイスまたは元の部品が供給された国とは異なる国から供給されたデバイスまたは交換部品をサービスに使用する場合があります。

以下に記載される通り、対象外となる場合があります。

3.4 サービス料およびサービスイベント

お客様がADHのサービスを受けることを「サービスイベント」と呼び、以下に記載のサービスイベント料金が適用されます。お客様は、本プランが有効である間、本プランが解約されるか、またはほかの方法で終了する日まで、お客様の対象デバイスのために、サービスイベントを無制限に受けることができます。提出されるサービスイベントの依頼のうち、本プランが解約されたあと、または終了したあとにAppleが受領した依頼は、本プランの対象とはなりません。

重要：ADHの対象外となるサービスについては、第4項をご覧ください。

各サービスイベントには、以下のサービス料が適用されます。

	MacBook Neo 13" (A18 Pro)	Mac (その他全てのモ デル)	Apple Display
Tier 1 ADHサービスイベント - 画面のみのADH損傷 - 外部筐体のみの ADH 損傷	8,400 円	12,900 円	12,900 円
Tier 2 ADHサービスイベント -その他の過失や事故による損傷	25,800 円	37,100 円	37,100 円

*上記は税込料金です。

Tier 1 ADHサービスイベントの料金でサービスをご利用いただく場合は、Appleが対象デバイスのディスプレイまたは外部筐体を修理する上で妨げとなる、画面のみ(該当する場合)または外部筐体のみの損傷以外の損傷がないことが条件となります。お客様がAppleブランドのディスプレイとともに使用しているAppleブランドのスタンドやVESAマウントのADH損傷は、外部筐体のみのADH損傷として扱われます。その他の損傷がある対象デバイスには、Tier 2 ADHサービスイベントの料金が請求されます。

日本以外の国で本プランに基づくサービスをお求めになる場合、サービス料はその国の通貨で、その国の適用料金に従ってサービス料または同等の料金をお支払いいただく必要があります。詳細は、AppleCare+のサポートウェブサイト(apple.com/legal/sales-support/applecare/applecareplus/)にアクセスし、サービスを受けるデバイスおよび国・地域を選択して、該当する利用規約および料金をご確認ください。

3.5 テクニカルサポート

本プランの期間中、Appleはお客様に対して、対象機器に関する電話およびウェブ経由のテクニカルサポート(以下「テクニカルサポート」)を優先的に提供します。テクニカルサポートには、ファイルの保存、入手、管理などを含む、インストール、起動、設定、トラブルシューティング、修復(データの復元を除く)に関するサポート、システムエラーメッセージの説明、ハードウェアの修理サービスが必要な状況やADHのサービスが適用される条件の判断が含まれます。また、サポート対象ソフトウェアのその時点での最新バージョンおよび直前のメジャーリリースに関するサポートも提供します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」などのリリース番号形式によって、Appleが商業的にリリースする重要なソフトウェアバージョンであり、ベータ版やプレリリースの形式でないものを意味します。

Appleテクニカルサポートの対象範囲は以下に制限されます。(i) 対象機器、(ii) Appleブランドのオペレーティングシステム(以下「macOS」)、および対象機器にあらかじめインストールされている、または対象機器で機能するように設計されているAppleブランドのソフトウェアアプリケーション(以下「コンシューマソフトウェア」)、(iii) 対象機器への接続仕様が満たし、対象機器が対応するオペレーティングシステムを使用しているコンピュータやデバイスと、対象機器との接続に関する問題。

なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

4. 対象範囲外

4.1 ハードウェアサービスとADHサービス

Appleは、ハードウェアサービスおよびADHサービスの提供対象の国を、お客様が最初に対象機器を購入した国に限定する場合があります。

Appleは、以下に関するハードウェアサービスまたはADHサービスを提供しません。

- (a) 通常の使用による経年劣化、または対象機器の機能に影響しない外観上の損傷
- (b) 予防保守
- (c) 紛失または盗難にあった対象機器の交換
- (d) 無謀行為、乱用行為、故意の行為もしくは意図的な行為、または通常ではない方法やAppleが意図していない方法による対象機器の使用によって生じた過度の物理的損傷(製品がつぶれたり、曲がったり、浸水しているなど)
- (e) 対象機器または対象機器の修理中に提供される機器の設置、取り外し、廃棄
- (f) 対象機器ではない製品によって生じた損傷
- (g) Appleまたは正式な権限を有するApple担当者以外の手によって解体、修理(アップグレードや拡張を含む)、改造、改変された対象機器の損傷(原因を問わない)
- (h) お客様が対象機器を購入したあとに本プランを購入した場合における、本プランの購入前に対象機器に生じていた状態
- (i) シリアル番号が改変されている、判読できない、または削除されている対象機器の損傷
- (j) 火災、地震、洪水、その他の類似する外的原因によって生じた損傷
- (k) 危険物の存在に起因する損傷。危険物とは、人間の健康に害を及ぼす生物的汚染物質やアレルゲンを指しますが、これらに限定されません
- (l) 該当するシステムの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、悪意のコードの受信または送信を含む、本プランに具体的に記載されている補償対象の損失以外の原因または損失の結果として生じた、対象機器内で情報を保存、処理、アクセス、送信、または受信するために使用される電子ハードウェアまたはソフトウェア、あるいはそのコンポーネントの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能
- (m) 対象機器内に保存されている電子データの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能(これにはデータの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のコードの受信または送信によって生じた該当する損失が含まれる)

他社製の部品が取り付けられている場合は、お客様の保証範囲に影響が及ぶ場合があります。ハードウェアサービスまたはADHサービスを利用する条件として、対象機器を、元の部品またはApple正規交換用コンポーネントを含む完全な状態でAppleに返却する必要があります。この制限は、消費者法に基づくお客様の権利を侵害するものではありません。

4.2 テクニカルサポート

Appleは、以下の状況ではテクニカルサポートを提供しません。

- (a) 意図されていない用途または改造方法によって対象機器、macOS、コンシューマソフトウェアが使用または改造されている場合
- (b) ソフトウェアをその時点での最新バージョンに更新することで問題が解決する可能性がある
- (c) 他社製品に関するサポート、または他社製品が対象機器、macOS、コンシューマソフトウェアに与える影響や相互作用に関するサポート
- (d) コンシューマソフトウェアまたは対象機器の接続の問題に関連しないコンピュータまたはmacOSの使用に関するサポート

- (e) macOS、コンシューマソフトウェア以外のソフトウェアに関するサポート
- (f) 「ベータ版」「プレリリース」「プレビュー」または類似する呼称が適用されているコンシューマソフトウェアに関するサポート
- (g) 対象機器に保存または記録されているあらゆるソフトウェアやデータの損害や損失に関するサポート(注: ソフトウェアプログラムおよびユーザーデータの復元や再インストールは本プランの対象外)
- (h) 他社製のウェブブラウザ、メールアプリケーション、インターネットサービスプロバイダのソフトウェア、またはこれらを使用する際に必要なmacOSの設定に関するサポート
- (i) 該当するシステムの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、悪意のコードの受信または送信を含む、本プランに具体的に記載されている補償対象の損失以外の原因または損失の結果として生じた、対象機器内で情報を保存、処理、アクセス、送信、または受信するために使用される電子ハードウェアまたはソフトウェア、あるいはそのコンポーネントの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能
- (j) 対象機器内に保存されている電子データの損失、使用の損失、損傷、破損、アクセス不能、または操作不能(これにはデータの不正アクセスまたは不正使用、サービス拒否攻撃、または悪意のコードの受信または送信によって生じた該当する損失が含まれる)

5. 修理サービスやサポートを利用する方法

サービスやテクニカルサポートは、Apple(日本国内からは 0120-277-535、海外からは (81) 3-6365-4705)にお電話いただくか、support.apple.com/ja-jpにアクセスすることによってご利用いただけます。その際は、本プランの契約番号または対象デバイスのシリアル番号を提示していただく必要があります。また、Appleが求めた場合は、本プラン確認書、および対象デバイスと本プランの領収書原本を提示していただく必要があります。

6. サービスのオプション

Appleは、お客様に対して修理や交換サービスを提供する方法、およびお客様の対象機器が特定のサービス方針の適用対象となるか否かを変更する場合があります。

サービスは、お客様がサービスを依頼する国で利用可能なオプションに限定されます。サービスのオプション、部品の在庫、対応にかかる時間は、状況によって異なる場合があります。購入国以外の国で対象機器に対する修理サービスを利用することができない場合は、修理サービスが利用可能な国で修理サービスを受けるための送料および取扱手数料をお客様に負担していただく場合があります。購入国以外の国でのサービスをお求めになる場合、お客様には、輸出入に関して適用されるすべての法律および規制を遵守し、すべての関税、付加価値税、関連するその他の税金や諸費用をご負担いただくこととなります。海外でサービスが行われる場合、Appleは製品および部品を、現地の基準に合致する同等の製品および部品を使用して修理または交換することがあります。

Appleは、以下の1つまたは複数のオプションを通じてお客様にハードウェアサービスまたはADHサービスを提供します。

- (a) 持ち込み修理。持ち込み修理はほとんどの対象機器で利用可能です。持ち込み修理に対応するApple Store直営店またはApple正規サービスプロバイダ(以下「AASP」)に対象機器をお持ち込みください。修理サービスは、店舗で行われる場合や、店舗が対象機器をApple修理サービス(以下「ARS」)の拠点に送付して行われる場合があります。お客様はすみやかに対象機器を引き取る必要があります。

(b) 出張修理。出張修理は、対象機器の設置場所がApple正規出張修理プロバイダの拠点から半径80キロ圏内であれば、多くのデスクトップ型コンピュータおよびAppleブランドのディスプレイに対して実施可能です。以下に記載する通り、在宅自己交換修理サービスによって修理可能な特定の部品については、出張修理の対象となりません。出張修理を提供可能であるとAppleが判断した場合、Appleは修理技術者を対象機器の設置場所に派遣します。修理サービスは、その場所で提供されるか、修理技術者が対象機器をAASPまたはARSの拠点に配送して行われます。対象機器がAASPまたはARSの拠点で修理される場合、Appleは、サービス終了後に、対象機器をお客様の設置場所に配送する手配を行います。修理技術者が予約された時間に対象機器へのアクセスを許可されない場合、再度の出張訪問には追加料金がかかる場合があります。

(c) ピックアップ&デリバリー修理サービス。Appleが、お客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスの対象となると判断した場合は、Appleの指定業者が対象機器の集荷に伺います。サービスが完了すると、Appleは対象機器または交換品をお客様に返送します。すべての指示に従っていただいた場合、Appleは、お客様の所在地からのピックアップ&デリバリーの往復送料を負担します。

(d) 在宅自己交換修理(以下「DIY」)サービス。DIYサービスは、多くの対象機器で利用できます。このサービスでは、お客様自身が対象機器を交換修理できます。いずれの場合も、AppleはDIYサービスに伴うお客様の人件費を負担しません。DIYサービスが利用可能な場合は、以下のプロセスの対象となります。

(i) Appleが対象機器の交換済み部品の返却を要求するサービス。Appleは、対象機器の交換用部品の小売価格および該当する送料の支払保証のために、クレジットカードによる支払承認を求め場合があります。お客様がクレジットカード承認を行えない場合はサービスを利用できないことがあり、その際Appleは、サービスのための代替案を提案します。Appleからは、対象機器の交換用部品、取りつけ手順書(必要な場合)、対象機器の交換済み部品の返却条件を記載した文書を送付します。お客様が指示に従っていただいた場合、Appleはクレジットカード承認をキャンセルします。製品または部品の代金およびお客様の所在地からの往復の送料が、お客様に請求されることはありません。交換された対象機器の部品が指示通りに返却されない場合や、サービス対象外の製品、部品、またはアクセサリが返却された場合は、信用照会分の金額をお客様のクレジットカードより引き落とさせていただきます。

(ii) Appleが、対象機器の交換された部品の返却を要求しないサービス。Appleからお客様に、対象機器の交換部品、取りつけ手順書(必要な場合)、交換された部品の廃棄条件を記載した文書を送付します。

詳細なサポートをお求めの場合は、Appleにお問い合わせください。各国の電話番号については、support.apple.com/HT201232をご確認ください。

7. お客様の責任

本プランにおけるサービスまたはサポートを利用する場合、お客様は、以下の指示に従うことに同意するものとします。

(i) 本プランの契約番号および本プランの購入証明書原本の写しを提供すること、(ii) 対象機器の問題の症状および原因に関する情報を提供すること、(iii) 対象機器の診断や修理に必要な情報の提供要請に対応すること、(iv) Appleからの指示に従うこと、(v) サービスを依頼する前に、ソフトウェアを公表されている最新リリースに更新すること、(vi) 対象機器に保存されているソフトウェアおよびデータをバックアップすること。

Appleは、ハードウェアサービスの過程で、対象機器のコンテンツの消去、ストレージメディアの再フォーマット、対象機器の出荷時のソフトウェア設定およびその後のアップデートリリースの再インストールを行います。これにより、サービスの前に対象機器に保存されていたすべてのソフトウェアおよびデータが削除されることとなります。お客様の対象機器や

交換用機器は、対象機器の出荷時の構成に、該当するアップデートを適用した状態で返却または提供されます。Appleは、ハードウェアサービスの一環としてmacOSのアップデートをインストールする場合があります。これは、対象機器が前のバージョンのmacOSに戻るのを防ぐためのものです。macOSをアップデートした結果、対象機器にインストールされていた他社製アプリケーションが、対象機器との互換性を損なう場合や、正常に機能しなくなる場合があります。ほかのすべてのソフトウェアプログラム、データ、パスワードの再インストールについては、お客様が責任を負うものとします。

8. 責任の制限

準拠法により許容される最大限の範囲において、AppleおよびAppleの従業員とエージェントは、いかなる状況下でも、お客様またはその後の対象機器の所有者に対し、本プランにおけるAppleの義務に起因する、プログラムやデータの復元/再プログラミング/複製の費用、データ機密性の損失、ビジネスの損失、利益/収入/想定されるコスト削減の損失などを含め(ただしこれらに限定されない)、間接的または結果的な損害に関して責任を負いません。準拠法により許容される最大限の範囲において、お客様およびその後の所有者に対する、本プランにおけるAppleおよびAppleの従業員とエージェントの責任は、本プランに対してお客様が最初に支払った金額を超えないものとします。Appleは特に、(i) プログラムやデータに対してリスクや消失を発生させることなく対象機器を修理または交換できること、(ii) データの機密性を保持すること、(iii) 製品が支障なく機能することまたは誤動作しないことを保証しません。

本プランによりお客様に与えられる利益は、消費者法の法令に基づいて提供されるすべての権利および救済に付加されるものです。これらの法令における責任が制限される範囲において、Appleの責任は、Apple独自の選択により、対象機器の交換または修理、もしくはサービスの提供に限定されます。

本プランのその他の規定にかかわらず、日本の消費者契約法の適用がある場合、Appleの債務不履行または不法行為により生じた損害を賠償する責任を制限する規定は、Appleの故意または重過失により生じた損害には適用しないものとします。

9. 解約

9.1 解約に関するお客様の権利

お客様は、プランの種類や理由を問わず、いつでも、ただちに本プランを解約することができます。その場合は以下に記載された通りに返金を受けることができる場合があります。返金を受けるには、プラン契約番号および/またはプランの購入証明書の原本を提供するよう求められる場合があります。

9.2 解約方法

(a) 対象デバイスの返却を伴う解約の場合

元の販売チャネルの返却ポリシーに基づき、対象デバイスの返却とともに本プランを解約する(下取りの場合を除く)には、元の販売チャネル(Apple正規取扱店またはApple)を通じて対象デバイスを返却する必要があります。本プランの料金の全額が、お客様(または、場合によっては支払いプランプロバイダ)に返金されます。Apple正規取扱店から対象デバイスを購入した場合は、以下に記載されているようにAppleに連絡してプランを解約する必要がある場合があります。本プランをご購入された販売チャネルが、対象デバイスをご購入された販売チャネルと異なる場合も、Appleに連絡して本プランを解約する必要がある場合があります。

(b) Apple正規取扱店から購入したプランの解約の場合

(1) 定期プランをApple正規取扱店から購入し、プランの購入から30日以内に解約する場合、Apple正規取扱店経由でプランを解約する必要がある場合があります。

(2) Apple正規取扱店から定期プランを購入し、プランの購入後30日を超えて解約する場合、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

(A) Appleに電話(日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)をかける。または

(B) Apple Mail Center宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号)に書面による通知を送付する。

定期プランを解約する旨の書面による通知を送付する場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、本プランの契約番号、本プランの購入証明書原本、および連絡先情報をご記載ください。お客様の本プランは、書面による通知の受領時点で解約されます。

(3) Apple正規取扱店から年間プランを購入した場合は、そのApple正規取扱店に連絡してプランを解約してください。

(c) Appleから購入した年間プランの解約の場合

Appleから購入した年間プランを直ちに解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

(1) Appleに電話(日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)でご連絡ください。または

(2) Apple Mail Center 宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号)に書面による通知をご送付ください。

年間プランを解約する旨の書面による通知を送付する場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、本プランの契約番号、本プランの購入証明書原本、および連絡先情報をご記載ください。お客様の本プランは、書面による通知の受領時点で解約されます。

(3) また、年間プランを自動的に更新できないようにすることで、年間プランを解約することもできます。これを行うには、対象デバイスで support.apple.com/HT202039 にアクセスし、「サブスクリプションを解約する」を選択します。この場合、解約日は、お客様によって最後に支払われた年末日の24時となります。年間プランは解約が行われた年の末日まで有効のままになり、解約によるお客様への返金は行われません。

(d) Appleから購入した定期プランの解約の場合

Apple から購入した定期プランを解約するには、以下のいずれかの方法でお手続きいただけます。

- (1) 利用可能な場合、および定期プランが Apple から購入された場合にのみ、App Store からダウンロードできる Apple サポートアプリの手順に従ってください。解約しようとしているお客様の本プランが表示されない場合は、お客様の Apple Account でアカウントの設定を完了する必要がある場合があります。さらにサポートが必要な場合は、support.apple.com/HT202704 を参照してください。
- (2) 利用可能な場合、および定期プランが Apple から購入された場合のみ
getsupport.apple.com/products アクセスし、「ハードウェア保証」>「AppleCare プランを解約する」を選択し、指示に従ってください。
- (3) Apple に電話(日本国内からは 0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)でご連絡ください。または
- (4) Apple Mail Center 宛て(AppleCare サービス & サポート製品事務局、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号)に書面による通知をご送付ください。

定期プランを解約する旨の書面による通知を送付いただく場合は、お客様の対象デバイスのシリアル番号、プラン契約番号、プランの購入証明書、および連絡先情報をご提供ください。お客様の本プランは、お客様からの書面による通知の受領時点で解約されます。

定期プランの資金調達が支払いプランプロバイダによって行われている場合、本プランを解約するには、Apple(日本国内からは0120-277-535、日本国外からは(81) 3-6365-4705)にお電話いただくか、支払いプランプロバイダに連絡してプランを解約するよう依頼してください。Appleは、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.3 年間プランの返金

対象デバイスの返品に伴わずに本年間プランを解約するために Apple にご連絡いただいた場合、年間プランの契約期間の残存期間に応じて比例配分した額の返金を受けることができます。ただし、プランに基づき提供されたサービスの価値は差し引かれます。

年間プランの支払いが第三者によって行われている場合、本プランを解約するにはその第三者にご連絡ください。Appleは、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

前述のとおり、次回の年間プランの自動更新を停止した場合、解約は最後に支払われた年間契約の終了日の深夜まで延期されます。年間プランはその年の終了まで有効であり、その時点で解約され、解約による返金は行われません。

9.4 定期プランの返金

対象デバイスの返却を伴わない形で、本定期プランを解約するために Apple に連絡した場合、次の基準に基づいて計算される返金を受ける権利があります。

- (1) プランの購入日から 30 日以内に本定期プランを解約し、プランの全額を支払った場合、全額が返金されます。
- (2) プランの購入日から 30 日以上経過してから本定期プランを解約し、プランの全額を支払った場合、プランの残存期間に応じて比例配分した額の返金を受けることができます。

お客様が既にお客様の本プランに基づく有効な請求を行っている場合、その後は、解約のタイミングに関わらず、Apple はお客様が受領したサービスの対価をあらゆる返金から控除することができ、その結果お客様への返金が行われない場合があります。

定期プランの支払いが支払いプランプロバイダによって行われている場合、Apple は、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.5 解約に関するAppleの権利

理由の如何にかかわらず、支払い額(お客様に支払いの義務がある年間プランの更新料や、その他の分割払い料金など)を支払い元に請求できず、お客様が期日または適用される更新日までに適切な支払いを行わなかった場合、本プランは未払いのため解約となり、期日または更新日以降に、本プランの保証が失効します。

現地の法律に特別な規定がない限り、不正行為もしくは重要な虚偽申告があった場合、またはお客様が本プランをお客様自身が金銭的利益を得る商業的な目的のために使用した場合、Appleは事前の通知なくただちに本プランを解約することができ、またお客様に提供されたすべてのサービスの費用の即時支払を要求する場合があります。その場合、いかなる種類の返金も行われません。

また、現地の法律に特別な規定がない限り、Appleが対象機器の修理部品を入手できない場合、またはAppleが対象機器のサービスを提供できなくなった場合、Appleは30日前に書面で通知することにより本プランを解約することができます。現地の法律で許可される場合は、Appleが修理部品を入手できないために本プランを解約する際に、本プランの残存期間に比例した金額がお客様に返金されます。

9.6 正規下取り時の解約

年間プランの場合、お客様が対象デバイスをAppleまたはApple正規取扱店にApple正規下取りプログラムの一環として、下取りに出す場合、当該下取りはお客様がご利用中の年間プランを解約する意思表示とみなされ、第9条3項項に基づきプランは解約されます。

9.7 解約の効力

早期解約が有効になった時点で、本プランに基づくAppleのお客様に対する将来の義務はすべて消失します。

10. 本プランの譲渡

お客様は、本プランにおけるお客様の権利のすべてを、1回に限り、第三者に対して永久譲渡することができます。ただしこの場合は、次のすべての条件を満たす必要があります。(i) お客様は当該第三者に対して、購入証明書原本、本プラン確認書、本プランの印刷物、本サービス契約を譲渡すること、(ii) お客様は譲渡通知をAppleCareサービス&サポート製品事務局Appleメールセンター(〒106-6140 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ)宛に送付することによりAppleに通知すること、(iii) 当該第三者が、本プランの条件を受諾すること。さらに、年間プランについては、お客様がプランの購入代金を支払った場合を含め、被譲渡人は譲渡人のすべての支払い義務を引き継いで履行するものとします。被譲渡人がその支払い義務を履行しなかった場合は、第9項に記載されている年間プランに関する解約条項がただちに有効になるものとします。譲渡についてAppleに通知する際は、本プランの契約番号、対象機器のシリアル番号、および新しい所有者の名前、住所、電話番号、メールアドレスを提示する必要があります。

11. プランの変更

契約時に発行された本プランの利用規約は、本プランの期間中および年間プランの更新による毎年の利用期間中、その効力を維持します。ただし、Appleが本プランの利用規約の改定を通知した場合は除きます。Appleは、30日(または法の要求に基づくそれ以上の日数)(以下「予告期間」)前に書面で通知することにより、本プランの利用規約のあらゆる部分(価格や適用されるサービス料を含む)をいつでも改定できるものとします。この通知は別個の書面やメール、またはその他の合理的な方法で提示されます。改定された本プランの利用規約に同意しない場合、お客様は本プランを違約金なく解約できます。予告期間内に本プランを解約しなかった場合は、毎年の請求額またはその他の分割払いの請求額(該当する場合)を引き続き支払うこと、または本プランの利用規約変更(価格やサービス料の変更に関するものを含む)の通知を受け取ったあとに本プランに基づく修理サービスを依頼することにより、改定された本プランの利用規約に同意したものとみなされます。ただしいかなる場合でも、第9項に基づき、お客様は本プランをいつでも解約できます。

Appleが本プランの内容を改定し、追加料金やサービス料の値上げなくお客様への保証内容を拡大することを決定した場合、その拡大された保証内容はただちに本プランに反映されます。

12. 一般条項

(a) Appleは、Appleの義務の履行を第三者に請け負わせる、または委任することができますが、その場合でもAppleはお客様に対する義務からは免責されません。

(b) Appleは、Appleの合理的な管理範囲を超えた事由による本プランの不履行または履行遅滞に関して責任を負いません。

(c) お客様は、本プランにおけるサービスを受けるために対象機器に関する予防保守を行う必要はありません。

(d) 本プランは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。一部の地域では、本プランを利用できない場合があります。また、法律で禁止される場合は利用できません。

(e) Appleは、その義務の履行に際し、Appleによる顧客対応の品質を監視する目的に限定して、独自の裁量によってお客様とAppleとの通話の一部またはすべてを録音することがあります。

(f) お客様は、本プランにおいてAppleに開示される情報またはデータの一切が、お客様にとって秘密または専有の情報でないことに同意するものとします。また、お客様は、Appleがいかなるサービスを提供する際にも、Appleがお客様に代わってデータを収集および処理できることに同意するものとします。これには、Appleが、関連会社またはサービスプロバイダに対して、Appleカスタムプライバシーポリシーに基づいてお客様のデータを送信する行為が含まれる場合があります。

(g) Appleは、不法なデータ破壊、不正アクセス、不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。

(h) お客様は、本プランを購入することにより、Appleがapple.com/jp/legal/privacy/に記載されているAppleカスタムプライバシーポリシーに従ってお客様の情報を使用、処理、移転、および保護することを理解し、これに同意するものとします。前述の規定に影響を及ぼすことなく、お客様は、お客様の本プランに関連してApple、その関連会社またはサービスプロバイダが収集または生成する、お客様の氏名、デバイスのシリアル番号、連絡先情報、修理履歴、およびほかの個人情報を、Apple、その関連会社またはサービスプロバイダが次の目的のために使用および処理できることに同意するものとします。(i) 本プランに基づくサービスを提供および管理すること、および本契約を履行すること、(ii) サービスの質を確保すること、ならびに(iii) お客様の本プラン、関連する金銭的な取引、および本契約に基づいて提供されるサービスおよびサポートに関して、お客様と連絡を取ることに同意するものとします。そのような目的のために、お客様は、これがApple、その関連会社およびサービスプロバイダの間におけるお客様の個人情報の転送を含む場合があることに同意するものとします。お客様の個人データの処理についてご質問がある場合は、提供された電話番号またはapple.com/legal/privacy/contactからAppleにお問い合わせください。お客様ご自身が、Appleが保持しているお客様情報へのアクセスまたは変更を希望される場合は、account.apple.comにアクセスしてお客様の個人連絡先情報を更新するか、apple.com/jp/privacy/contact/からAppleにお問い合わせください。

(i) 本プランの領収書原本および本プラン確認書を含む本プランの規約は、発注書やその他の書類の相反する条件、付加的条件、またはその他の条件に優先して適用され、本プランに関するお客様とAppleとの完全なる合意を構成します。

(j) Appleは、いかなる定期プランを更新する義務を負いません。Appleが更新を申し出る場合は、その料金および条件をAppleが決定します。

(k) 本プランに関しては、非公式な紛争解決プロセスを一切利用できません。

(l) 本プランにおいて「Apple」とは、Apple Japan合同会社(所在地: 〒106-6140 6丁目10番1号)を指し、本プランに基づく財務上および法律上の義務を負う当事者です。

(m) 本プランは、日本の法律に準拠します。本プランにおけるサポートサービスは、日本語でのみ提供されます。

電話番号

各国の電話番号については、support.apple.com/HT201232をご確認ください。

* 電話番号および営業時間は、変更される場合があります。フリーダイヤルは、すべての国で利用できる訳ではありません。